

閣情第229号
平成25年7月17日

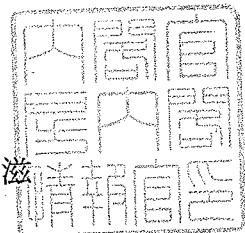
行政文書開示等決定通知書

特定非営利活動法人 情報公開市民センター

理事長 新海 聰 様

内閣情報官

北村 滋



平成24年10月15日付け行政文書の開示請求（請求する行政文書の名称等：秘密保全法制に関する法令等協議、法令以外の協議（行政文書管理簿：内閣情報調査室分）に綴られた文書（平成24年3月27日以降分））について、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）第9条第1項の規定に基づき、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

なお、本件開示請求は法第11条を適用しており、平成24年12月14日付け閣情第528号で一部先行して開示しております。

記

1 開示する行政文書の名称

- (1) 秘密保全法制に関する関係省庁との協議に係る文書（平成24年5月分）
- (2) 秘密保全法制に関する関係省庁との協議に係る文書（平成24年6月分）
- (3) 秘密保全法制に関する関係省庁との協議に係る文書（平成24年7月分）
- (4) 秘密保全法制に関する関係省庁との協議に係る文書（平成24年8月分）
- (5) 秘密保全法制に関する関係省庁との協議に係る文書（平成24年9月分）
- (6) 秘密保全法制に関する関係省庁との協議に係る文書（平成24年10月分）

2 不開示とした部分とその理由

上記(1)ないし(6)中、

秘密保全法制に関する関係省庁相互間における審議、検討若しくは協議の具体的な内容が記載されている部分については、現在も政府において引き続き法案化作業が進められており、公にすることにより、国民の間に未成熟な情報に基づく混乱を不当に生じさせるおそれがあり、また、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれや、それにより今後の法案化作業にも支障が及ぶなど、内閣情報調査室の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第5号及び第6号に該当するため不開示とした。

行政機関の電話番号、電子メールアカウントのURL及び電子メールアドレスについては、公にすることにより、他国機関等からいたずらや偽計に使用され、国の機関が必要とする際の緊急の連絡や部外との連絡に支障をきたすなど、各行政機関が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

内閣情報調査室の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、同室が行う情報収集活動に対して他国機関等から対抗・妨害措置を講じられるなど、同室が行う事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

警察庁の警部又は同相当職以下の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、当該職員等に危害が加えられるおそれがあるなど、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

公安調査庁の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、調査対象団体により人物を特定され、同人に対する調査対象団体による働きかけの危険性が高まるため、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ及び事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法第5条第1号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

外務省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、我が国の安全が害されるおそれ、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、事務又は事務の適切な遂行に支障をきたすおそれがあることから、法第5条第1号、第3号、第4号及び第6号に該当するため不開示とした。

防衛省の課長相当職未満の職員の氏名については、公にすることにより、特定の個人を識別することが可能となり、所掌事務の性質上、敵対する勢力から対抗・妨害措置を講じられるなど、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては我が国の安全が害されるおそれがあることから、法第5条第1号、第3号及び第6号に該当するため不開示とした。

* この決定に不服がある場合は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定により、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、内閣総理大臣に対して審査請求することができます（なお、決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には審査請求をすることができなくなります。）。また、この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この決定があつたことを知った日から6か月以内に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、東京地方裁判所等に処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、決定があつたことを知った日から6か月以内であっても、決定の日から1年を経過した場合には処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 開示の実施の方法等

(1) 開示の実施の方法等 *同封の説明事項をお読みください。

下表に記載した方法の中から、希望する方法で開示の実施を受けられます。

行政文書の種類・数量等	開示の実施の方法	開示実施手数料の額（算定基準）	行政文書全体について開示の実施を受けた場合の基本額	実際にお支払いいただく開示実施手数料（※）
A4判文書 3088枚 (内訳) 白黒 3088枚	①閲覧	100枚までにつき 100円	3100円	3100円
	②複写機により白黒で複写したものへの交付	用紙1枚につき 10円	30880円	30880円
	③スキャナにより電子化しCD-Rに複写したものの交付(PDFファイル)	CD-R1枚につき100円 に、文書1枚ごとに 10円を加えた額	30980円	30980円

※ 実際にお支払いいただく開示実施手数料は、選択された開示の実施の方法に応じて、定められた算定方法に従って基本額（複数の実施の方法を選択した場合はそれぞれの合算額）を計算し、その額が300円までは無料、300円を超える場合は当該額から300円を差し引いた額となります。本件開示請求は法第11条を適用しており、平成24年12月14日付け閣情第528号で一部先行して開示しているところ、当該処分すでに300円差し引いていることから、本件処分における開示実施手数料は、基本額と同額となります。

(注) CD-Rによる開示の実施を希望される場合は、所要枚数が異なることにより開示実施手数料が変動する所以ありますので、開示の実施方法の申出をする前に、あらかじめ、担当課まで御連絡ください。

(2) 事務所における開示を実施することができる日時、場所

事務所における開示の実施を希望する場合には、下記に記した日時の中から、希望する日時を選択してください。

日：平成25年7月22日から平成25年9月20日まで（行政機関の休日を除く。）

時：10：00から17：00まで（12：00～13：00を除く。）

場所：内閣府庁舎1階情報公開窓口 東京都千代田区永田町1-6-1

(3) 写しの送付を希望する場合の準備日数、郵送料（見込み額）

日数：「開示の実施の方法等に係る申出書」が提出された日から1週間後までに発送予定

郵送料：600円（ゆうパック）※CD-Rの場合は140円の見込み

* 担当課等

内閣官房内閣情報調査室（情報公開担当）

〒100-8968

東京都千代田区永田町1-6-1

電話：03-5253-2111（内線83406）